

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 中小企業の振興に関する基本的施策</p> <p>第一節 基本方針（第十二条）</p> <p>第二節 中小企業の振興に関する施策（第十三条―第二十一条）</p> <p>（条）</p> <p>附則</p> <p>本県の中小企業は、全企業数の九十九パーセント以上を占めるとともに、雇用数においても八割超を担う等、経済・社会の主役ともいふべき極めて重要な存在である。</p> <p>本県では、古くから、豊かな水や米を活かした醸造業をはじめ、温泉を活用した旅館業やリ阿斯式地形を利用した造船業等、地域の資源を活かした中小企業が各地域の経済を支えてきた。その後、新産業都市やテクノポリスの指定により、鉄鋼、石油、化学、半導体、電気等の企業が立地し、近くは、自動車、精密機器等の大型企業が立地したが、こうした多様な進出企業が存在する強みを活かして、地域の中小企業もその活躍の場を広げている。</p> <p>しかしながら、中小企業もその活躍の場を広げている。</p> <p>であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経営者の高齢化や後継者不足により、休業業・解散が増加傾向にあるなど、厳しい状況に置かれている。また、商業、サービス業の分野でも、県民生活に密接に関わってきた地域の商店街や商店は、大型店の出店や人口の減少等により、衰退傾向に歯止めがかからず、県民の消費活動にも影響が生じている。</p> <p>こうした困難な状況にある中小企業ではあるが、大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担い、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを持っている。これらの特長を伸ばして、トップメーカーやオンリーワン企業に成長し、県経済の新たな牽引役となる中小企業も出てきている。また、小規模企業は、地域での多</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第一章 総則（第一条―第十一条）</p> <p>第二章 中小企業の振興に関する基本的施策</p> <p>第一節 基本方針（第十二条）</p> <p>第二節 中小企業の振興に関する施策（第十三条―第二十条）</p> <p>（条）</p> <p>附則</p> <p>本県の中小企業は、全企業数の九十九パーセント以上を占めるとともに、雇用数においても八割超を担う等、経済・社会の主役ともいふべき極めて重要な存在である。</p> <p>本県では、古くから、豊かな水や米を活かした醸造業をはじめ、温泉を活用した旅館業やリ阿斯式地形を利用した造船業等、地域の資源を活かした中小企業が各地域の経済を支えてきた。その後、新産業都市やテクノポリスの指定により、鉄鋼、石油、化学、半導体、電気等の企業が立地し、近くは、自動車、精密機器等の大型企業が立地したが、こうした多様な進出企業が存在する強みを活かして、地域の中小企業もその活躍の場を広げている。</p> <p>しかしながら、中小企業もその活躍の場を広げている。</p> <p>や個人事業主であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経済環境の悪化に伴い、近年では休業数が開業数を上回る等の分野でも、県民生活に密接に関わってきた地域の商店街や商店は、大型店の出店や人口の減少等により、衰退傾向に歯止めがかからず、県民の消費活動にも影響が生じている。</p> <p>こうした困難な状況にある中小企業ではあるが、大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担い、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを持っている。これらの特長を伸ばして、トップメーカーやオンリーワン企業に成長し、県経済の新たな牽引役となる中小企業も出てきている。</p>

<p>様々な需要への対応や、固有の技能及び知識による大企業等では対応が困難な製品・サービスの提供など、地域経済や県民生活を支える大切な役割を担っている。</p> <p>加えて、中小企業は、日々の防犯活動や災害時の協力等、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、地域振興活動や伝統文化継承等を通じて、地域活力の担い手としての役割を果たしていることを忘れてはならない。</p> <p>私たちが県民は、中小企業が経済や雇用面のみならず、県民生活や地域社会に不可欠な存在であり、中小企業の活力が大分県の活力の源になっていることを理解し、中小企業の活力の向上と小規模企業の持続的な発展に協力していく必要がある。</p> <p>このような認識に立ち、将来にわたり、「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>（中略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 中小企業の振興は、特に小規模企業の事業の持続的な発展が図られるよう、経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>（中小企業支援団体の責務）</p> <p>第六条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。</p> <p>2 中小企業支援団体は、小規模企業の解決すべき課題を自らに課された重要課題として捉え、小規模企業に寄り添った支援を行うものとする。</p> <p>（中略）</p>	<p>また、中小企業は、日々の防犯活動や災害時の協力等、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、地域振興活動や伝統文化継承等を通じて、地域活力の担い手としての役割を果たしていることを忘れてはならない。</p> <p>私たちが県民は、中小企業が経済や雇用面のみならず、県民生活や地域社会に不可欠な存在であり、中小企業の活力が大分県の活力の源になっていることを理解し、中小企業の発展に協力していく必要がある。</p> <p>このような認識に立ち、将来にわたり、「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p> <p>（中略）</p> <p>（基本理念）</p> <p>第三条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>（中小企業支援団体の責務）</p> <p>第六条 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（中略）</p>
--	--

第二章 中小企業の振興に関する施策

第一節 基本方針

第十二条 県は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

一 〓三 (略)

四 中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方の改革を通して多様な担い手の活躍を促進すること。

五 (略)

六 小規模企業の事業の持続的な発展を図ること。

第十三条 (略)

(経営の拡大及び新分野への進出)

第十四条 県は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 〓五 (略)

六 サービス産業の生産性向上の支援

七 創造的発想及び革新的技術並びにこれらを有する人材の活用の促進

第十五条 (略)

(人材の確保及び育成並びに働き方の改革)

第十六条 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに働き方の改革を通して多様な担い手の活躍を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 〓六 (略)

七 外国人材の活躍の推進

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第十七条 県は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 (略)

二 県内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進及

第二章 中小企業の振興に関する施策

第一節 基本方針

第十二条 県は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

一 〓三 (略)

四 中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。

五 (略)

(新設)

第十三条 (略)

(経営の拡大及び新分野への進出)

第十四条 県は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 〓五 (略)

(新設)

(新設)

第十五条 (略)

(人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

第十六条 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 〓六 (略)

(新設)

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

第十七条 県は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 (略)

二 県内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進

三 (略)

(小規模企業の事業の持続的な発展)

第十八条 県は、特に小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、中小企業支援団体、市町村、金融機関等その他関係する者と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 小規模企業の生産性向上の支援

二 小規模企業の円滑な事業承継及び人材確保の支援

三 小規模企業への伴走型の支援を行う中小企業支援団体の体制の整備

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

三 (略)

第十八条 県は、特に小規模企業の事業の持続的な発展を図るため、(新設) 中小企業支援団体や市町村、金融機関等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 小規模企業の事業の持続的な発展に向けた生産性向上の支援

二 小規模企業の円滑な事業承継の支援

三 小規模企業振興を図る中小企業支援団体の体制整備

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 (略)